

平成 21 年 11 月 12 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 告知処分取消請求控訴事件(原審・東京地方裁判所

平成●●年(〇〇)第●●号)

(口頭弁論終結日 平成 21 年 10 月 6 日)

判 決

控訴人 株式会社 X

被控訴人 国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人に対して平成 17 年 7 月 1 日付けで納付限度額を 349 万 0875 円としてした納税者 A 株式会社の滞納国税に係る第二次納税義務の告知処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第 1、2 審とも被控訴人の負担とする。

第 2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、A 株式会社(以下「A」という。)から債権を譲り受けたところ、これが国税徴収法(以下「徴収法」という。)39 条の「著しく低い額の対価による譲渡」に該当するとして、A の滞納国税に係る第二次納税義務の告知処分を受けたので、これを不服として、同告知処分の取消しを求めた事案である。

2 原判決は、控訴人の請求を棄却したので、控訴人がこれを不服として控訴をした。

3 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1から3に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断するが、その理由は、次項以下に控訴理由に対する説示を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決18頁3行目から21行目までを「これに対し、控訴人は、本件不動産（原判決別紙物件目録記載の各不動産）に設定されたBの抵当権について抹消登記手続をするために、AがBに対して支払った3500万円という金額をもって、本件債権（8944万3393円）の時価である旨主張する。前記認定のとおり、Bは、Aに対する貸金債権について、本件不動産に抵当権を有していたところ、Aからの申出により、本件不動産の売却を承諾し、売却代金の支払が平成19年12月までの分割となったことから、売却代金1億8000万円のうち、後順位担保権者へ支払われる3000万円を除いた1億5000万円について、同順位の根抵当権者であるC銀行との債権額の比率で按分し、9515万5393円の分割支払を得ることにより、弁済完了時点で抵当権の解除に応ずることに同意していたものである。さらに、甲20、乙31によれば、Aは、平成16年1月ころ、Bに対して、事業休止をするため、滞納処分や債権者からの差押えの危険性があるとして、本件債権を債権譲渡したい旨の申出をしたところ、Bは、執行回避行為に加担できないとしてこれを拒絶したこと、控訴人において、平成15年12月12日、予定外に7625万円の資金が入手できたことから、Aの本件債権を控訴人に譲渡し、その譲渡代金のうち3500万円をBに支払うことによって、残余債権の放棄及び抵当権の解除を要請

したところ、Bは、Aの事業休止による回収可能性の低下、担保物件の特殊性を勘案して、上記申出を受け入れることとし、平成16年2月18日、3500万円の弁済を受けて、抵当権抹消登記手続に応じたことが認められる。上記の認定事実に照らせば、Bは、Aの事業休止に伴う本件債権に対する滞納処分や差押えの事態を懸念し、抵当権は未だ解除していないものの、売却について承諾をしていること、同順位の根抵当権者であるC銀行が本件売買代金の支払のために振り出されたDの手形を受け入れていることなどの特殊事情等を考慮して、一括弁済3500万円の提案を受け入れたのであって、本件債権の時価に着眼したものでないというべきである。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。」に改める。

- 2 控訴人は、控訴理由において、争点①につき、原審における主張を繰り返し、徴収法39条が憲法84条（租税法律主義、課税要件明確主義）に反する旨、仮に合憲的限定解釈をするとすれば、徴収法39条の「著しく低い額」は時価の30%以下としなければならない旨主張する。

しかし、徴収法39条の「著しく低い額」は、それ自体としては不確定概念であるけれども、第二次納税義務の制度の趣旨に従って社会通念によって、個別の事案においてその内容を確定し得るものといえるから、同規定が憲法84条に反すると解することはできないこと、したがって、徴収法39条を控訴人主張のような限定的解釈をしなければならない理由がないことは、原判決が説示するとおりであり、控訴人の上記主張は採用できない。

- 3 控訴人は、控訴理由において、争点②につき、本件債権の時価は、DCF法によって評価すれば3823万8381円を中心に20%の幅の範囲となること、本件不動産に担保権を有していたBが3500万円の支払を受けるのと引換えに当該担保権を解除し、残余の被担保債権を放棄したことは、Bが本件債権の評価を3500万円としていたことの証左であり、本件債権譲渡の対価である4472万1600円が著しく低い額の対価とはいえない旨主張する。

控訴人が当審で提出する甲 27（公認会計士 E 作成の割賦売却代金債権に係る価格評価書）には、DCF 法による本件債権の評価額として、3823 万 8381 円を基準値として上限 4588 万 6058 円、下限 3059 万 0705 円との記載がある。これは、D 及び F を「発行体の金融債務が不履行に陥る懸念が強い。」（CCC）又は「発行体の金融債務が不履行に陥っているか、その懸念が極めて強い。」（CC）と位置づけ、本件債権の割引率を 2 割として評価額を算出している。しかし、上記評価書が、D 及び F の財務状況の評価するのに用いた資料は、商業登記簿及び平成 16 年の決算期の損益計算書だけであり、CCC 又は CC の格付け自体が的確であるという保証がないし、割引率を 2 割とした根拠も不明確といわざるを得ない。上記評価書自体が、当該評価について、一般に認められた監査基準に基づき通常実施すべき手順を踏んだ監査手続ではない簡便なものであること、一般に公正かつ客観的なものと認められた監査基準に基づいて評価を実施した場合には、追加して調査検討した上で記載すべき事項が少なからず存在する可能性があること、本件業務で使用した情報については、その正確性・妥当性等に関する検証を一切行っていないこと、評価者が本件業務において採用した手法は、未だ確立された統一的手法ではないことを注記しているのである。したがって、上記評価書は、原判決の認定判断を左右するものとは認めがたい。

B が本件債権の時価を 3500 万円と評価していたとする点については、原判決の当該部分を訂正したとおりであり、控訴人の主張は採用できない。

- 4 控訴人は、控訴理由において、争点③につき、(1) A の株式の売却は、平成 15 年 4 月ころした結城市のパチンコ店の新装開店費用の未払分の支払や生活費捻出のためにしたものである、(2) 当時、A や G が借入れを行うことができない状態になかった、(3) 株式の譲受人は、いずれも高額所得者であり、G との交誼から善意で株式を譲り受けた者であり、国税局の担当者からの 2 度にわたる事情聴取に対しても買受けの事実を述べている、(4) 株式譲渡契約書の本店

所在地の記載や取締役会の譲渡承認を条件としていることなどは不自然ではないなどと主張し、原判決が、株式譲渡の事実を認めなかったことを非難する。

この点に関する原判決の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして正当として是認することができる。Aの株式の売買自体の合理性に疑問がある上、株式譲渡契約書（甲3の1から6）にAの本店所在地として記載された住所が各譲渡契約締結日である平成16年1月14日、15日、28日当時のものではなく、譲渡後の平成16年4月21日以降の本店所在地であって（乙1の1、乙22）、後日作成された疑いが払拭できないこと等の事情に照らすと、控訴人主張に沿う甲3の1から6、甲4の1から6、甲23、24等をもってしても、株式の譲渡があったと認めることは困難である。したがって、控訴人の上記主張は採用しない。

- 5 控訴人は、控訴理由において、争点④につき、税務相談における税務署職員の回答は納税者としては公的な見解であると信じるのが当然であり、担当職員が誤った回答をした場合のリスクを納税者に負わせることは納税者に酷であって信義則に反するものである旨主張する。

しかし、証人Gの原審尋問における供述を検討しても、Gは、本件債権譲渡に当たり、顧問税理士に意見を聞いた上、大森税務署の法人税課に出向き、質問したところ、「時価の半分以上だから問題はないんじゃないかな」といった返事をもらったとするだけで、対応職員の氏名も記憶がないというのである。これに対し、乙35、38によれば、大森税務署法人課税部門の担当者が、平成16年2月初めころ、Gから、本件債権譲渡に関する質問・照会を受けた事実が確認されなかったこと、法人税課において、第二次納税義務についての質問・照会があった場合には、徴収事務を担当する部門において回答を行う扱いであったことが認められる。したがって、証人Gの上記供述によって、大森税務署法人税課の者が、本件債権譲渡に伴い、第二次納税義務が控訴人に発生することはない旨表明したということを認定するのは困難である。

なお、仮に、証人Gの供述するような同人及び大森税務署の法人税課職員間のやり取りがあつたとしても、大森税務署の上記職員の回答が、税務官庁の責任ある立場の者としての公的見解というものということは到底できず、これを前提とした控訴人の信義則違反の主張は採用できない。

- 6 以上の次第で、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官	稲田龍樹
裁判官	浅香紀久雄
裁判官	内堀宏達